

公的研究費の不正防止計画

公立大学法人敦賀市立看護大学において、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」並びに「公立大学法人敦賀市立看護大学における研究費の不正使用の防止等に関する規程（平成28年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号）」に基づき、不正防止計画を策定する。

平成28年2月1日策定
令和4年7月27日改定

不正を発生させる要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化	
公的研究費の運営・管理に関わる各責任者の責任の範囲及び権限が明確になっていない。	「公立大学法人敦賀市立看護大学における研究費の不正使用の防止等に関する規程」に基づき、本学における研究費の各責任者とその責任範囲・権限について定め、本学ホームページ上で公表する。 <ul style="list-style-type: none">・最高管理責任者 -学長・総括管理責任者 -事務局長・コンプライアンス推進責任者 -学部長、研究科長、専攻科長、研究センター長、附属図書館長
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
研究費の使用ルールが十分に周知されていない。	研究費の使用ルールを明記した教員研究費マニュアルを作成し、ガイダンスや教職員着任時等にルールの周知を行い、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員が意図せずルール違反することを防ぐ。
公的研究費の原資が税金であることの認識が不足している。	公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に誓約書を提出させることで、関係ルールを遵守する義務があることを理解させ、不正防止について意識の浸透を図る。
どのような行為が研究費不正とみなされるのか、十分に理解されておらず、不正に対する意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none">・公的研究費の管理・運営に関わるすべての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を把握する。・競争的研究費等の不正使用・不正行為の事例及び

	懲戒処分等について、ガイダンスやメール等による周知を行い、構成員の不正に対する意識の向上を図る。 ・組織としての意識啓発活動を定期的に行う。
職務権限が明確になっていない。	「公立大学法人敦賀市立看護大学事務決裁規程」に基づき、決裁における各責任者の職務権限を明確に定める。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
不正を発生させる要因が十分に把握されていない。	・定期的に不正発生要因の洗い出しを行い、不正防止計画の策定・実施・見直しを行う。 ・不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等、不正防止のための対策を実施し、実施状況の確認を行う。 ・監事に、公的研究費の不正使用等の防止体制について報告・相談し、意見を求める。
4. 研究費の適正な運営・管理活動	
事務局による納品検収が不十分で、業者による物品の持ち帰りや反復使用がある。	業者が直接研究室へ納品を行わないよう、必ず事務局が検収を行い、事務局から研究室へ物品を渡す。
業者に対する未払い問題の発生、同一の研究室における業者・品目等の集中、取引に対するチェックの不徹底。	規程に基づき、業者選定・発注・契約・検収業務を、事務局が複数名の体制にて行う。
個人依存度が高い、あるいは閉鎖的職場であり、牽制が効きにくい研究環境である。	規程に基づき、業者選定・発注・契約・検収業務を、事務局が複数名の体制にて行う。
事務局による掛買いが可能な物品等について、申請者（研究者）による立替払いが行われている。	申請者（研究者）が立替払いを行う場合の要件を規程で定め、教員研究費マニュアルによる周知を行う。また、立替払いの場合は、原則として事務局へ事前申請を必要とする。
データベース・プログラム・機器保守・点検等の特殊な役務に対する検収が不十分である。	データベース・プログラム等の特殊な役務は、原則として事務局が発注に係る事務手続きを行う。申請者（研究者）による立替払いを行う場合は、必ず事務局へ事前申請を要し、申込書・契約内容に係る文書またはメール等については、原本または当該メールのコピー等の提出を求める。
出張内容や事実確認等の手続きが	・出張申請時に、招聘状・開催案内等の出張内容が

不十分である。	わかる資料の提出を求める。また、出張後は、出務先の具体的名称及び相手先の氏名等を復命書に明記させるとともに、必要に応じて参加証・配布資料の一部分写し等の提出を求める。 ・二重払いが生じないように出務先からの支給がないか確認を行う。
非常勤雇用者の勤務状況の確認や雇用管理が研究室任せで十分に把握できていない。	雇用に係る手続きは事務局で行い、出務後は出勤表の提出を求める。
特定の時期に予算の執行が偏っている。	財務会計システムを定期的に確認し、予算の執行状況を把握するとともに、必要に応じてアドバイスを行い、改善を求める。
架空取引等による預け金の発生リスクがある。	競争的研究費等の繰越制度等の利用について案内を行う。また、研究費を年度内に使いきれずに返還しても、その後の採択等に影響することはないことを周知する。
換金性の高い物品について管理が不十分である。	10万円未満の物品でも、換金性が高いと思われる物品については、台帳に登録し管理する。また、内部監査において現物確認を行う。
5. 情報発信・共有化の推進	
不正防止への取組がどのように行われているのかがわかりにくい。	研究費の不正使用防止対策に関する取組について、本学ホームページ上で学内外に公表する。
通報窓口や取り扱いについて認識されていない。	本学ホームページ上に通報窓口を設置し、研究費の不正使用防止対策に関する取組について、学内外に公表する。
6. モニタリングの在り方	
不正防止計画に基づき、モニタリングを実施する体制が十分に整備されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・本学で扱うすべての公的研究費を対象に内部監査を実施し、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に、自分が監査対象となるという意識を持たせることで、不正を防止する。 ・監事に、内部監査の結果等を報告・相談し、意見を求める。 ・内部監査結果等を不正防止計画に反映させ、定期的に不正防止計画の見直しを行う。
監事に求められる役割が明確になっていない。	監事は、本学における公的研究費の不正使用等の防止体制について、適切に運用されているかを確認し、意見を述べる。

※点検と見直し

この計画については、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、不正を発生させる要因の洗い出しと対応策を点検し、定期的に見直しを行っていくものとする。